

令和6年1月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.33



❀今年も1年よろしくお願ひいたします❀

新年あけましておめでとうございます。
お正月はゆっくりされましたでしょうか？
今年もお役に立てる情報を発信できればと思っております。
今年もどうぞよろしくお願ひいたします。



❀今月のお知らせ❀

確定申告に向けて、必要な資料の回収を始めさせていただいております。
早期回収にご協力の程よろしくお願ひいたします。

❀電子帳簿保存法について❀

今月より電子データ取引については電子保存が必要になります。
これまで、電子データを印刷し、紙での保存をして下さっていた場合でも電子での保管が必要になります。
電子取引といえば、電子メールで送られてくる請求書や領収書を思い浮かべる方がほとんどだと思いますが、実際には以下のような取引も電子取引に該当します。

- ・電子メールによる請求書や領収書の送受信
- ・インターネットサイトからの物品購入 (Amazon、楽天等)
- ・公共料金の請求書についてインターネットでの確認・入手
- ・クレジットカード利用明細のインターネットでの受取り
- ・電子決済サービスの利用 (電子マネー、QRコード決済等)
- ・複合機のFAX機能を使った取引情報の電子データでの受取り など

電子帳簿の保存には以下の要件を満たした状態での保存が必要になります。

【1つ目の要件】: 下記4つのいずれかを満たすもの

1. タイムスタンプを取引先に押しってもらって受領する
2. タイムスタンプを自社で付与する(システムの導入)
3. 訂正削除の記録の残るシステムで授受し保存もしくは訂正削除の出来ないシステムで授受し保存(システムの導入)
4. 事務処理規定を作成し運用

【2つ目の要件】

1. 画面や書面に明瞭な状態で速やかに出力できる
2. 課税期間(法人の場合: 事業年度、個人の場合: 暦年)を通じて検索できる

【例】 株式会社●●の2024年1月1日付けの請求書

「20240101 株式会社●● 請求書」

*印刷された紙を保存することが禁止されたわけではなく、データを保存した上で紙で保存されることには何も問題はありません。



◇申告書の提出期限

提出月	1月	2月	3月
確定申告	11月決算	12月決算	1月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月	7月決算 4月、7月、10月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474